

東成瀬村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

	東成瀬村農業委員会委員（以下「農業委員」）	農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）
募集人数	8人 構成の要件 ・認定農業者5人以上 ・農業委員会の事務に関して利害関係を持たない方1人以上 ※その他、年齢、性別等に著しい偏りができないように配慮します。 ※両方に推薦または応募することができます。ただし、兼務はできません。	6人 地域ごとの定数 ・田子内地区 2名 ・岩井川地区 2名 ・椿川地区 1名 ・大柳地区 1名
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者であって農業委員選任予定日において次の各号のいずれにも該当する方とします。 1. 村内に住所を有する方 2. 村が設置する他の付属機関の委員等でない方 3. 村の職員でない方	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者であって推進委員委嘱予定日において次の各号のいずれにも該当する方とします。
応募方法	各要綱に定める推薦用紙または応募用紙に必要事項を記入し、役場農林課まで持参または郵送にて提出してください。 1. 個人が推薦する場合 【様式1】 2. 団体等が推薦する場合 【様式2】 3. 自らが応募する場合 【様式3】 ※各様式は役場農林課窓口にてお渡しできます。また、村ホームページからもダウンロードできます。	
受付期間	令和5年4月10日（月）～令和5年5月9日（火） 午前8時30分～午後5時15分 ※なお、休日及び祝祭日は除きます。郵送の場合は最終日の消印有効とします。	
応募状況の公表	受付期間の中間日及び期間終了後、村ホームページにて公表します。	
選考方法	提出された推薦書または応募書を基に村長が選考委員会を開き農業委員候補者を農業委員会が推進委員候補者を選考します。 ※選考時は東成瀬村の農業の現状を理解し、発展に努める人、農地利用の最適化の推進に熱意を持って活動する人であることを重視します。 村長は、村議会の同意を得て候補者を	農業委員会は、農業委員会総会の議決を得て候補者を委員として委嘱します。
委員の任期	令和5年7月20日～令和8年7月19日（3年間）	
報酬（月額）	会長 23,000円 会員 21,000円	委員 21,000円
	※条例に基づき能率給が支払われます。	
主な業務	毎月総会への出席 ・農地法や他の法令にかかる農地の権利移動、農地転用等の許可、違反転用への対応 ・農地利用最適化の推進に関する指針の決定 農業者年金の加入促進 農地利用の最適化の推進（詳細右欄）	農地利用の最適化の推進 ・担当地区内における現場活動 ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進すること ・農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消 ・新規参入の促進 など
問い合わせ先	〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1 東成瀬村役場 農林課 Tel 0182-47-3406 東成瀬村農業委員会事務局 Tel 0182-47-3413 ※結果や選考などに対する問い合わせにはお答えできません。	